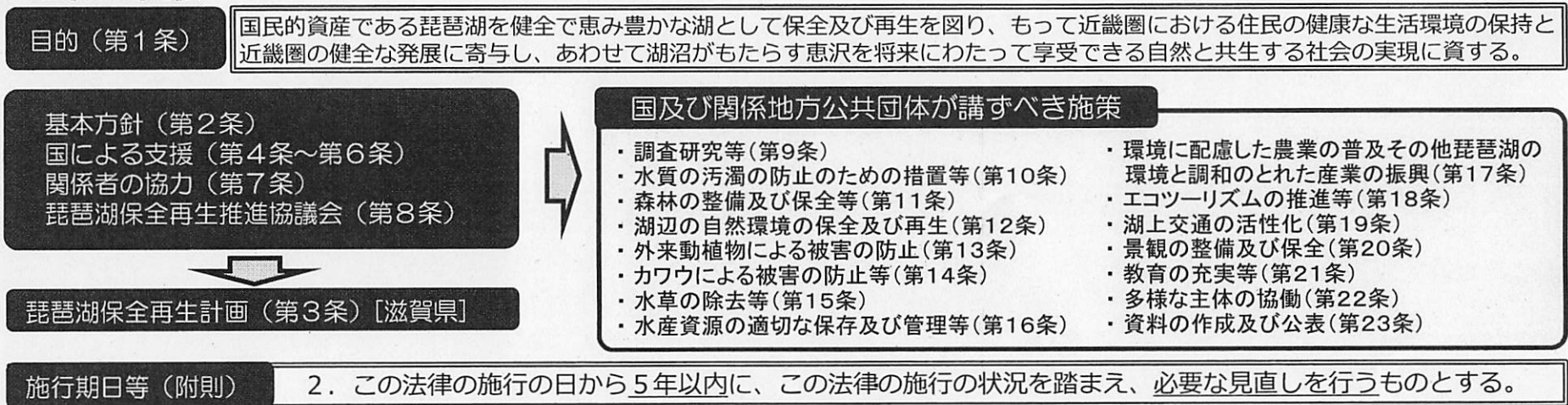


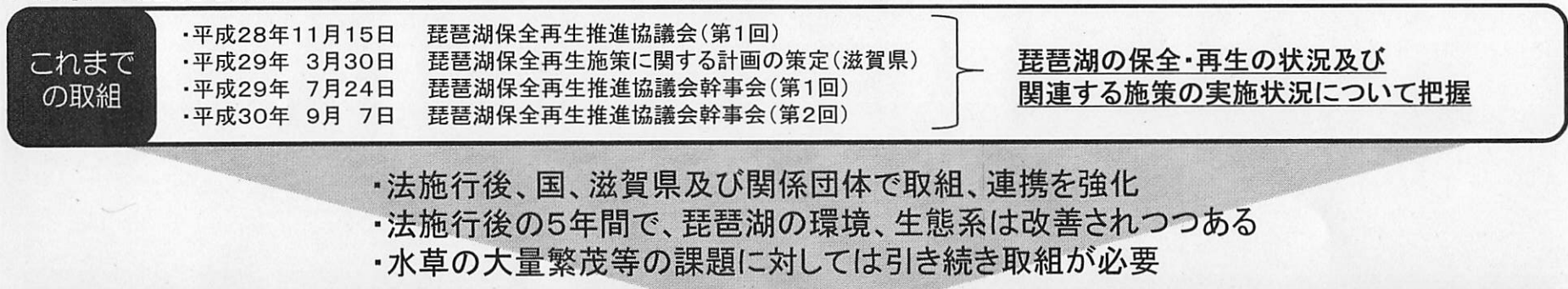
# 琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップについて

- 琵琶湖保全再生法(平成27年施行)には、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行う」旨の規定あり。
- 法律の施行状況を把握するため、施策ごとのフォローアップを実施するとともに、法の目的を達成するため、今後の施策の展開を検討していくことが必要。

## ■ 法律の概要



## ■ 法律の施行状況と法律等のフォローアップの実施について



今後取り組むべき琵琶湖の課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、  
①現行の取組がうまくいっているか、②新たな課題が生じていないか、といった視点により、  
法律等のフォローアップを実施し、引き続き、国、滋賀県及び関係団体で取組、連携を強化していく